福井県生活学習館飲食施設出店者募集要項

福井県生活学習館の飲食施設出店者を下記のとおり広く募集する。

記

1 趣 旨

福井県生活学習館は、女性総合センターと生涯学習センターの機能を併せ持ち、 さらに県民の活動・交流の場として、年間約10万人(新型コロナウイルス感染症 流行前実績)が利用する貸館事業も行う複合施設である。

生活学習館の利用者の利便性向上と更なる来館者の増加を図るため、生活学習館にふさわしい雰囲気の店舗の展開と、質の高いサービスの提供をできる出店者を幅広く募集する。

2 施設の概要

- (1) 生活学習館の概要 【別添】生活学習館リーフレット、平面図
- (2) 対象施設概要

生活学習館(1階)飲食施設 【別添】厨房レイアウト図 厨房 26.2㎡ ※飲食スペース(157.3㎡)は共用とする

3 基本コンセプト

今回の出店者募集にあたり重視する基本的な項目は次のとおりとする。

- (1)生活学習館は幅広い年齢層が利用しているため、女性や高齢者等生活学習館利用者の特性に配慮したメニューを提供すること
- (2) 生活学習館の利用者増につながるよう、飲食施設の効果的な活用を図ること
- (3) 県施策への協力や、SNS を意識したメニューの提案、生活学習館のテラスの活用など、利用者増につながるような工夫を図ること

〈県施策への協力例〉

「ふくい 100 彩ごはん」認証メニューの提供、おいしいふくい食べきり運動 福井県産食材の利用、障がい者の就労支援・賃金向上および社会参加・自立支援等 ふくい女性活躍推進企業、ふく育応援団従業員応援企業 等

4 出店条件

- (1) 営業に係る条件
 - ① 開店日 令和5年度中
 - ② 営業日 生活学習館の開館日の範囲内

(休館日は毎週月曜日(休日に当たるときは開館)、第3日曜日、休日の翌日(土曜日、日曜日、休日に当たるときは開館)、および12月28日から翌年1月4日まで。

休日とは、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」を示す。)

- ③ 営業時間 午前9時から午後9時の範囲内 (ただし午前11時から午後3時まではコア時間として必ず営業 すること)
- ④ 業務内容 店頭、学習室等での軽食(弁当・おにぎり類、パン、菓子・ デザート類を含む。) および飲料の提供など

(2) 使用許可に係る条件

- ① 使用期間 5年間(館運営に支障のない限り、1年毎の使用許可の更新)
- ② 使用許可面積・使用料

厨房 26.2㎡ <u>年額93,520円(予定)</u> 飲食スペース(157.3㎡)は、館の共用部分であるため、無料

- ③ その他経費の負担
 - (a) 施設共益負担金 年額127,960円(予定)(使用面積に応じた負担)
 - (b) 出店者の負担
 - ア. 電気料、水道料、ガス代の実費
 - イ. 厨房・飲食スペース内の改装費用
 - ウ. 新たに、厨房・飲食スペース内で使用する備品、消耗品の購入費用
 - エ. 厨房内のゴミ処理、清掃
 - (c) 県の負担
 - ア. 給排水設備、電気設備その他主要構造部分の修繕および保守点検費用
 - イ. 営業再開にあたり必要な初度整備
 - ウ. 当初備付の備品、消耗品の経年劣化による撤去、入替
 - ※ ただし、出店者の責に帰する理由で損害を与えた場合、出店者の負担で現状復帰すること。
- ④ その他
 - アルコール飲料の提供は行わないこと。
 - ・年2回程度、サービス改善に向けた連絡会(館職員、業者等)を行うこと。

(3) 生活学習館との間で詳細を別に定める事項

- ① 生活学習館運営の協力等に関すること。ただし、具体的内容は別途協議する。
- ② 使用料の支払方法等

5 応募資格

- (1) 主たる事務所(本社)が福井県内に所在していること。
- (2) 飲食業の運営に必要な許可、免許等(食品衛生管理者等)を有するものであること。
- (3) 経営基盤が確立していること。
- (4) 関係法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないこと。
- (5) 国税、県税または市町村税を滞納していないこと。

6 応募方法

- ・ 出店を希望する者は、「福井県生活学習館飲食施設出店申込書(様式1)」(以下「申込書」という。)を持参または郵送により提出すること。
- ・ 申込書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 申込書提出先

生活学習館 男女参画・企画管理課

〒918-8135 福井市下六条町14-1

TEL 0776-41-4200 Fax 0776-41-4201 電子メール seikatug@pref.fukui.lg.jp

(2) 添付書類

- ① 登記簿謄本
- ② 企業案内書(事業概要、組織、社歴等記載のもの)
- ③ 過去3年間の決算書
- ④ 県税の滞納のない旨の証明書

(3) 申込書提出期間

令和5年2月21日(火)から3月11日(土)の午前9時から午後5時まで(休館日は除く。郵送の場合は3月11日(土)までに到着したものに限り受け付ける。)

(4) 現場見学·説明会

日時:令和5年3月1日(水) 午後3時から午後4時30分まで

場所:生活学習館2階 会議室B (会議室での説明後、飲食施設を案内予定)

※ 参加者は1事業者につき2名までとする。

(5) 質問の受付および回答

① 質問は、質問票 (様式2-1) により行うものとする。

(郵送、FAX、電子メール、持参)

- ② 質問の受付期間は、募集開始以降、平成5年3月4日(土)午後5時までとする。
- ③ 回答は、回答票(様式2-2)により、応募申込事業者全員にFAXまた は電子メールにより行う。

(6) 提出辞退

申込書の提出を行った後に辞退する場合は、辞退理由を記入のうえ、辞退届(任意様式)を上記(3)の期限までに提出すること。

7 出店者の選定について

- ・ 出店者の選定は、1次審査(提出された書類等の審査)および生活学習館飲 食施設出店者募集審査会議において2次審査(応募事業者によるプレゼンテ ーション)を行い、平成5年3月末に出店事業者の最終決定を行う。
- ・ なお、応募事業者が少数である場合は、1次審査の選考を行わないことがある。 2次審査(応募事業者によるプレゼンテーション)の日程については、 募集締切後に通知する。